平成２８年（フ）第９０４１号
東京都新宿区北新宿１丁目22―10―106
債務者　山口　徳子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０４７号
東京都江東区南砂５丁目18―２　プラザドゥ　ダフネＡ306
債務者　田邊　　将
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０６２号
東京都江東区南砂５丁目14―４―301
債務者　桐澤　曜子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０６８号
東京都葛飾区小菅４丁目19―７―317　エレガンス綾瀬セカンド
債務者　平井　千恵
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０７１号
東京都大田区北馬込１丁目33―１―105
債務者　安曽真理子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０７２号
東京都狛江市東野川４丁目２―22
債務者　大隅まどか
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０７４号
東京都武蔵野市吉祥寺本町３丁目20―５―301
債務者　芳村　　慧
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０７９号
東京都練馬区南大泉３丁目５―16―101
債務者　横川　　勇
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０８７号
東京都港区赤坂４丁目11―14―103
債務者　石川　美穂
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０９３号
東京都練馬区中村北４丁目15―15　Ｋコーポ　Ａ101
債務者　森　　繁幸
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０９６号
東京都北区中十条１丁目３－１―201
債務者　加賀美　亮
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１０１号
東京都墨田区向島２丁目15―12―505
債務者　久保田真弓
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１０２号
東京都板橋区本町37―１―602
債務者　原田　郁夫
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１１２号
東京都板橋区相生町１―10―Ａ501　ＫＯＤＡヒルズ城山Ａ棟
債務者　江上　彩歌（旧姓鍵本）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３１号
静岡市駿河区北丸子１丁目20番６号
債務者　安田　法子（旧姓濱中）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部